

伊予市一般介護予防事業業務委託募集要領

伊予市一般介護予防事業の内容並びに同業務に係る募集の各種手続、要件等の内容については、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 業務名

一般介護予防事業業務委託

(2) 募集内容

伊予市に住所を有する 65 歳以上の一般介護予防事業対象者に対し、介護予防を目的とした伊予市介護予防普及啓発事業を適正かつ円滑に実施する業務の受託を希望する法人を募集します。

(3) 業務内容

業務の詳細については、「令和 4 年度伊予市一般介護予防事業業務委託仕様書」（以下「本仕様書」という。）のとおりとします。

(4) 履行期間

契約日から令和 5 年 3 月 31 日までとします。

ただし、業務の開始後において、関係法令を遵守しない場合又は業務の実施につき著しく不相当と認めた場合は、期間の満了前に契約を解除する場合があります。

(5) 契約方法

ア 公募型プロポーザル方式による随意契約

イ 見積限度額

教室 1 回につき 15,000 円を上限とし、1 法人につき 500,000 円を限度額とします。

ウ 契約の締結

審査により選定された優先交渉権者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を行います。契約対象となる業務内容は、提案書の内容に拘束されるものではありません。

2 参加資格要件

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人等の法人格を有し、一般介護予防事業業務を公平・中立な立場で効率的に運営することができる法人であって、以下の全ての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づき更生手続きの開始をしていないこと。

(3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づき更生手続きの開始をしていないこと。

(4) 応募法人が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律において、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないもの。

- (5) 応募法人の役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (6) 伊予市税を滞納していないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税について、滞納がないこと。
- (8) 伊予市の入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (9) 伊予市の業務委託の入札参加資格回避の措置を受けていないこと。

3 応募手続き

(1) 募集等の日程

日程	項目
2月21日(月)	募集要領 公告・公表
2月21日(月)～3月4日(金)	必要書類配布
2月25日(金)	質問締切日
3月1日(火)	質問回答・公表
2月21日(月)～3月4日(金)	受付期間
3月上旬	審査
3月中旬	審査結果公表
4月	契約

(2) 申請書等の提出

本公募に申し込みを希望する事業者の方は、次により必要書類を **4部(原本1部、副本3部)** 提出してください。提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。また、書類は原則として全て **A4版** で作成してください。

必要書類は伊予市 HP(<https://www.city.iyo.lg.jp/>)にて公開しています。

ア 提出期限及び提出場所

日時	提出場所
提出期限 令和4年3月4日(金) 17時15分まで (土曜日・日曜日・祝日は除きます) 持参又は郵送(提出期限までに必着のこと) 提出期限以降については書類の差し替え等は一切できませんのでご注意ください。	〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地 伊予市役所 市民福祉部 長寿介護課 地域包括担当 電話 089-909-6332 FAX 089-909-6335

イ 提出書類一覧

提出書類等		備考	様式
1	一般介護予防事業 業務委託応募申請書	所定の様式	様式 1
2	一般介護予防事業計画書	所定の様式	様式 2
3	一般介護予防事業年間計画書	所定の様式	様式 3
4	一般介護予防事業見積書	任意の様式	

※両面印刷可能なものは、できるだけ両面印刷をお願いします。

※複数地域を応募する場合は、様式 3 について、地域ごとに分けて提出してください。

4 応募に関する質問について

(1) 質問の記載について

様式 4 「質問票」に要旨を簡潔にまとめ、質問事項 1 件ごとに作成してください。

(1 通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください。)

また、質問票到着後、質問内容に関し確認をさせていただく場合がありますので、市宛てに送付した質問票の控えを保管しておいてください。

(2) 質問の受付方法

質問につきましては、「質問票」にご記入のうえ、E メールにより提出してください。

これ以外の方法（電話、口頭等）でのご質問はご遠慮ください。

提出先：伊予市役所 市民福祉部 長寿介護課 地域包括担当

E-mail cyojyu-kaigo@city.iyo.lg.jp

(3) 質問に対する回答方法

受け付けた質問については HP にて回答いたします。

(4) 質問締切日

2月 25 日（金） 17 時 15 分

5 委託の条件

(1) 受託法人が事業を実施すること。

(2) 受託法人は、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に取扱うことのないよう十分配慮すること。

(3) 個人情報の取扱いにつき、関係法令、伊予市条例等を遵守し、厳重に取扱うとともに、その漏えいがないように十分配慮すること。また、事業の実施にあたり、個人情報を使用する必要がある時には、あらかじめ本人から目的の最小限の範囲で利用することについて同意を得ておくこと。

6 事業予定者の選定方法

公募型プロポーザル方式により選定します。

(1) 審査の手順・方法

審査は、提出書類により評価します。

事業予定者の決定は、伊予市総務部長、市民福祉部長、長寿介護課長が決定します。

※ヒアリング・プレゼンテーションなどは実施しません。

(2) 審査結果の通知・公表

審査・選定の結果は、3月中旬に各応募者宛てに文書で通知します。

(3) 審査基準

- ・提出書類に基づき内容を精査します。
- ・精査は、下記の評価内容に基づき行うこととします。
 - ア 受託を希望する理由
 - イ 事業実績
 - ウ 事業における意義の理解
 - エ プログラム提案内容
 - オ 年間計画
 - カ 価格
- ・評価基準は、別紙1に定めたとおりとします。

7 失格事項

参加者がいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があった場合
- (4) 提出書類に不備又は錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

8 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、全ての参加者負担といたします。
- (2) 伊予市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めています。
- (3) 提出された書類は返却いたしません。
- (4) 提出された書類は複製することがあります。
- (5) 提出された計画書等は、伊予市情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (6) 申請書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課へ書面（任意様式）を提出してください。